



中津市監査委員告示第 16 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 4 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 4 日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 税務課
会計課
情報推進課
保険年金課

2. 監査の対象期間 令和3年度分

3. 監査の実施期間 令和4年9月12日～令和4年11月4日

4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一・恒 賀 慎太郎

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和4年11月11日(金)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【税務課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

- ① 4/1・5/9・6/11付で調定決議伝票を起票すべき特別徴収年金分等の市民税において、6月分の異動分と合算し、6月末付で調定変更伝票として処理していたものが見受けられた。
市民税係・収納課・庶務係の調定決議伝票の連携処理体制の見直しを早急に行い、地方自治法等に基づいた適正な収入事務を行われたい。
- ② 市民税・軽自動車税において、納税通知書送付の決裁はあるが、調定額の決定の決裁を行っていない。
地方自治法施行令第154条第1項に基づく調査が終了後、額の決定の決裁を行い、決裁日をもって決定日とし、調定決議伝票を起票し納税通知書を送付する等、適正な収入事務を行われたい。

【情報推進課】

(指摘事項)

(1) 契約事務について

- ① ネットワーク設定変更委託業務において契約の類型を検討すべきものがあつた。
契約を準委任契約として締結しているが、準委任契約では契約の目的物が、その種類・品質・数量に関して、契約の内容に適合しない場合に相手方に対し契約不適合責任を問うことができないため、責任を問うことができる請負契約として契約を締結するよう検討を求める。
- ② 情報システム関連の契約において契約金額の適正性を検討すべきものがあつた。
情報システムの運用・保守等においては多くは特命随意契約（1者随契）であり、競争入札のような価格の競争性が働かないため落札率が高止まりしている。契約積算の妥当性を十分に検討し契約金額の適正性の確保を図るとともに、国の進めるシステム標準化への対応による情報システム関連経費節減の検討を求める。

【保険年金課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

- ① 報酬の支払いを現金払いで行っている。
公金の取扱い等にかかる指針では「職員が可能な限り現金等に直接触れない仕組みを構築する」と示されている。口座払いへの移行を求める。
- ② 請求書の原本が無いものが見受けられた。
これは文書の保存、管理事務に重大な過失があるものと推測されるため、今後は厳正な文書管理に努められたい。

(2) その他

- ① 「はり、きゅう、あん摩マッサージ施術料助成金支給兼口座登録申請書」の中津市審査欄内の審査結果が未記入の申請書が見受けられた。審査結果まで確実に記入するよう求める。
- ② 「はり、きゅう、あん摩マッサージ施術利用明細書兼助成金振込決定通知書」の通知日に誤りがあった。
文書起案日を通知日としている。今後は意思決定の決裁終了後となる決裁日以降を通知日とすることを求める。

【会計課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。